別記第３号様式（第１４条関係）

保有個人情報開示決定通知書

熊本県議会指令　　第　　　号

住　所

氏　名

　　　　年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第２４条第１項により、下記のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。

　　　　　年　　月　　日

熊本県議会議長　　　　　　　印

記

１　開示する保有個人情報

|  |
| --- |
|  |

２　開示する保有個人情報の利用目的

|  |
| --- |
|  |

３　開示の実施の方法等

（１）　開示の実施の方法等：

（２）　事務所における開示を実施することができる日時及び場所

　　　・期間：　月　日から　月　日まで（土・日曜、祝日を除く。）

　　　・時間：

　　　・場所：

（３）　写し等の作成に要する費用：　　　　　円

　　　　（内訳：　　　　　　　　　　　　　　）

（４）　写し等の送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

＜本件連絡先＞

担当課等名:

電　　　話:

（注）

**１　「開示の実施の方法等」**

　　開示の実施の方法等については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程第１９条第３項の規定に該当する場合を除き、この通知書を受け取った日から３０日以内に、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」（別記第１２号様式）により開示の実施の申出を行ってください。

　　事務所における開示の実施を希望される場合は、３（２）「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

　　また、写し等の送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」（別記第１２号様式）によりその旨を申し出てください。

**２　開示の実施について**

（1）　事務所における開示の実施を希望され、その旨「保有個人情報の開示の実施方

法等申出書」（別記第１２号様式）により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写し等の作成に要する費用を現金で納付してください。

（2）　写し等の送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」（別記第１２号様式）に併せて、写し等の作成及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

　　ア　写し等の作成に要する費用

　　　　現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

　　イ　送付に要する費用

　　　　郵便切手又は現金書留、普通為替証書若しくは定額小為替証書